



広島県報

号 外
第 83 号

発行者 広 島 県
発行所 広島県総務部
総務管理局文書法制室
購読料 月額 2,700円

目 次

規 則

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(県法規登載)

(行政管理室)

公布された規則のあらまし

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(規則第四十七号)(行政管理室)

一 改正の要旨

公の施設の性質若しくは目的又は整備の手法に照らして特定の法人その他の団体にその管理を行わせる必要があるものとして、指定管理者を公募しない施設としていた県営住宅等を指定管理者を公募する施設とするため、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成十八年四月二十一日

規 則

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年四月二十一日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県規則第四十七号

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則(平成十六年広島県規則第四十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中第十一号を削り、第十二号を第十一号とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。